

広 監 第 15 号  
平 成 19 年 2 月 16 日

請求人  
( 略 )

広島市監査委員 米 神 健  
同 野曾原 悦 子

#### 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 18 年 12 月 18 日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知します。

なお、議会選出の柳坪進監査委員及び海徳貢監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

#### 第 1 請求の要旨

広島市議会では、議員が調査研究するために必要な経費の一部として、議会における会派に所属する議員数に議員一人当たり月額 34 万円を乗じた額を会派に交付している。

政務調査費の用途は、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則第 8 条の規定により、研究研修費 調査旅費 資料作成費 資料購入費 広報費 広聴費 人件費 事務所費 その他の経費と定められている。

しかし、各会派が年に一度市長に提出している政務調査費収支報告書には、平成 17 年度に広島市議会事務局が発行した「広島市議会議員名簿」によると、事務所を開設していないと思われる議員が多数見受けられるにもかかわらず、事務所経費として多額の経費を計上している会派がある。

事務所を設置していないにもかかわらず、事務所経費を政務調査費から支出しているのは、違法かつ不当な支出であり、交付に応じた担当職員の行為は、違法かつ不当な公金支出で、広島市に損害を与えた行為である。

よって次の措置を講ずることを請求する。

事務所を持たない議員の事務所費は早急にその費用を会派から広島市へ返納させること。

政務調査費は公金の支出であるため、各会派からの収支報告書に全て領収書を添付

させ、公文書公開の対象とするよう市長及び市議会議長に勧告すること。

## 第2 請求の受理

本請求を、地方自治法第242条第1項及び第2項に定める要件を具備しているものと認め、平成18年12月20日に受理した。

## 第3 監査の対象事項・方法

### 1 監査対象事項

請求人は平成17年度に広島市議会事務局が発行した「広島市議会議員名簿」の事務所電話等欄に記載がないこと等をもって事務所を開設していないと判断し、事務所費として支出された政務調査費が違法又は不当である旨を主張していることから、平成17年度における各会派への政務調査費の交付及び平成17年度政務調査費収支報告書に事務所費と記載されている支出を監査対象とし、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）に規定する用途基準を逸脱する違法又は不当な交付及び支出があったかどうかを調査した。

### 2 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 地方自治法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。
- (2) 広島市長に意見書及び関係書類等の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取し、及び説明を受けた。
- (3) 地方自治法第199条第8項の規定により、関係人（各会派代表者等）調査を行った。
- (4) 「第5事実」に掲げる事項等について事実関係を調査した。

## 第4 広島市長の意見

### 1 趣旨

本件措置請求は理由がないものである。

### 2 意見の理由

- (1) 本市では、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定を受けて、条例を制定し、平成13年4月1日から議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派に対して政務調査費を交付している。
- (2) 政務調査費の会派への交付月額、条例第4条第1項の規定により所属議員の数に34万円を乗じた額に、同条第2項の規定に基づき会派職員雇用費を別途加算した額を支給している。
- (3) 政務調査費の会派への交付手続は、施行規則第4条の規定に基づき、会派の代表

者が毎月市長へ提出する交付請求書に基づいて交付している。

- (4) 市から交付を受けた政務調査費の支出の決定は、施行規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、会派の代表者が行っており、また、政務調査費の経理及び関係資料の保存は、同条同項第 2 号から第 4 号並びに同条第 2 項の規定に基づき、政務調査費の交付を受けた会派が行っている。
- (5) 政務調査費の用途については、条例第 7 条に「会派は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない」と規定されており、政務調査費の用途基準については、施行規則第 8 条第 1 号の規定において「政務調査費（会派職員雇用費に相当する部分を除く。）は、別表に掲げる経費と認められるものに充てること」とされ、別表において、研究研修費、調査旅費、事務所費など 9 項目を定めている。
- (6) 会派の代表者は、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、当該年度に交付を受けた政務調査費について、別表で定めた支出の 9 項目ごとに当該年度で支出した総額などを記載した収支報告書を作成し、当該年度終了後 30 日以内に議会の議長に提出することとなっており、さらに議長は、施行規則第 10 条の規定に基づき、提出された収支報告書の写しを速やかに市長に送付しなければならないとしている。  
なお、平成 18 年度支出分からは、1 件当たり 5 万円以上の支出（人件費、事務所費及び会派職員雇用費を除く。）について、収支報告書に領収書等の写しを添付するよう、議員提案により条例改正している。
- (7) 以上のように、市長は、条例及び施行規則に基づき政務調査費を交付しているものであり、市が交付した政務調査費の支出の決定は各会派の代表者が行っていることから、交付に応じた担当職員について、何ら違法又は不当な点はないため、本件措置請求は理由がないものである。

## 第 5 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

### 1 平成 17 年度における条例及び施行規則の主な内容

#### (1) 政務調査費の交付

政務調査費の月額は、議会の会派を対象として（条例第 1 条及び第 2 条）、毎月の初日における所属議員の数に 34 万円を乗じて得た額に、会派職員雇用費（所属議員の数が 3 人以上の会派が当該会派の控室において常時勤務する職員を雇用した場合の費用）を加算した額とする（条例第 4 条及び第 5 条）。

政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、所定の交付申請書により、議長を経由して市長に申請を行い（施行規則第 2 条）、交付申請書を受理した市長は交付額を決定し、所定の交付決定通知書により、議長を経由して当該会派の代表者に通知する（施行規則第 3 条）。

交付決定通知書を受け取った会派の代表者は、毎月 5 日までに所定の交付請求書を市長に提出し（施行規則第 4 条）、市長は、原則として、毎月 11 日に政務調査費を交付する（条例第 3 条第 1 項及び施行規則第 5 条）。

(2) 使途基準

政務調査費は、使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない（条例第 7 条）。また、政務調査費（会派職員雇用費に相当する部分を除く。）は、下表に掲げる経費と認められるものに充てなければならず（施行規則第 8 条第 1 号及び別表）、会派職員雇用費は、その算定の基礎となった常勤職員又は臨時職員の雇用に要する経費に充てるものとし、当該経費以外の経費に充ててはならない（施行規則第 8 条第 2 号）。

別表（施行規則第 8 条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が、研究会、研修会等を開催するため、又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究及び議会活動並びに市政について市民に広報するために要する経費
広聴費	会派が、市民からの市政、会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費

(3) 政務調査費の経理等

会派の代表者は当該年度に交付を受けた政務調査費について収支報告書を作成し、当該年度終了後 30 日以内に議長に提出しなければならず（条例第 9 条第 1 項）、収支報告書の提出を受けた議長はその写しを速やかに市長に送付しなければならない（施行規則第 9 条）。

会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提

出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない（条例第 9 条第 3 項）。

会派は、交付を受けた政務調査費の保管状況を明確にするとともに、その経理は次のとおりとする（施行規則第 10 条第 1 項）。

ア 政務調査費の支出の決定は、会派の代表者が行うこと。

イ 経理責任者は、会派の代表者が発行する所定の収入支出伝票により出納を行うこと。

ウ 政務調査費を支出したときは、領収証書（領収証書を徴し得ないものにあつては、会派の代表者の支払証明書）を徴すること。

エ 政務調査費の出納のみを行う預金口座及び経理簿を備えること。

政務調査費の交付を受けた会派は、収入支出伝票、領収証書等政務調査費の収入及び支出に関する証拠書類並びに経理簿を収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない（施行規則第 10 条第 2 項）。

なお、平成 18 年 3 月に、1 件当たりの金額が 5 万円以上の支出（人件費及び事務所費並びに会派職員雇用費を除く。）に係る領収証書又は会派の代表者の支払証明書の写しの提出を義務付ける条例改正が議員提案により行われ、同年 4 月 1 日から施行された。

## 2 平成 17 年度における各会派に係る政務調査費の交付状況等

### (1) 政務調査費の交付決定

平成 17 年 4 月 1 日付けで、各会派の代表者から議長を經由して政務調査費の交付申請書が提出され、同日付けで、議会事務局総務課長舛田時男（以下「総務課長」という。）が、申請額が条例第 4 条及び第 5 条並びに施行規則第 7 条の規定に基づき積算されていることを確認した上で、各会派へ申請額をもって政務調査費を交付する旨の決裁をした。その後、5 月 26 日付けで新政クラブに係る交付額の変更決定が、6 月 27 日付けでライフステージ 2 1 に係る交付額の変更決定が、8 月 1 日付けで新政クラブに係る交付額の変更及び政友クラブに係る政務調査費の交付の決定が、いずれも条例及び施行規則に基づく額であることを確認された上で総務課長により決裁された。

### (2) 政務調査費の交付等

4 月 1 日付けで各会派の代表者から 4 月分の政務調査費交付請求書が提出され、同日付けで総務課長がその支出命令書の決裁をしている。その後、同様の手続を経て各月の政務調査費が交付された。そして、平成 18 年 4 月 28 日付けで平成 17 年度政務調査費収支報告書が総務課課長補佐の代理決裁により承認され、残余が生じた会派からは、条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、平成 18 年 5 月 8 日から同月 12 日までの間に、残余相当額が返還された。

## 3 会派が支出した事務所費

平成 19 年 1 月 10 日から同月 19 日までの間、各会派が平成 17 年度に支出した事務所費について調査を行った結果、別表 1 に掲げる事実が認められた。

なお、自宅を事務所として使用していながら賃借料を支払っていた事例は、見受けられなかった。

## 第 6 判断

認定した事実関係を基に、双方の主張内容について審査した結果、本請求について次のとおり判断する。

### 1 対象職員の行為について

前記「第 5 事実 2」によると、政務調査費に係る交付決定、交付、収支報告書の提出及び残額の返還は、条例及び施行規則の定めに従ってされていると認めることができる。また、広島市職務権限規程別表職務権限表 1 共通職務権限(11)経費の支出等の 3 において、交付の基準の定めがある補助金等の交付決定及び補助事業等の実績報告の受理について決裁権限を保有する者は課長である旨が定められており、政務調査費の交付決定及び交付について総務課長が決裁していることは、自らの職務権限に基づく適法なものである。平成 17 年度政務調査費収支報告書が総務課課長補佐の代理決裁により承認されたことについても、広島市職務権限規程第 32 条第 3 項において、課長の代理決裁を行う第一順序の職位は課長補佐と定められており、問題はない。

### 2 事務所の設置の有無について

請求人は、事務所を設置していないにもかかわらず、事務所経費を政務調査費から支出しているのは、違法かつ不当な支出であると主張する。また、その陳述において、事務所というには事務所としての実態が必要であり、単なる自宅は事務所に当たらない旨を述べている。

施行規則別表において、事務所費とは会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費である旨が定められているが、事務所の定義を定めた規定は条例及び施行規則にない。条例又は施行規則に基づく要領、申合せ事項等もない。

条例第 7 条において、会派は政務調査費を用途基準に従って支出すべき旨が定められ、施行規則第 11 条第 1 項第 1 号において、政務調査費の支出の決定は会派の代表者が行う旨が定められている。これらのことからすれば、条例上は、事務所費として政務調査費を支出することが適当か否かの判断は会派の裁量に委ねられ、事務所費とすることが適当であると判断された政務調査費の具体的な支出の決定は、施行規則に基づき会派の代表者が行う、と定められているものとする。

したがって、自宅を事務所として使用する場合において、その経費を事務所費として政務調査費から支弁することが適当か否かは、その使用実態を踏まえて会派が判断すべきことであり、単に自宅を事務所として使用していることのみをもって、直ちに、事務所を設置していないにもかかわらず事務所費を支出したものであり、違法かつ不

当な支出に当たるといことはできない。

### 3 違法又は不当な支出について

今回、平成 17 年度において事務所費としてなされた支出が違法又は不当と言えるか否かについては、各会派から提示された領収証書に記載された金額や用途、さらには金額や用途につき各会派から補足説明があったものについてはその補足説明も併せて考慮し、社会通念からみて調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費として認めうるかどうかという観点から検討した。その結果、次の基準に基づき、別表 2 に掲げる支出を違法又は不当な支出であると認めた。

(違法又は不当な支出と認める基準)

主として日常の私生活に必要な経費

政治資金パーティー会費、懇親会費、各種団体への寄付金及び会費など(交際費又は個人的な支出と考えるべきであり、調査研究との関連性は薄い。)

自動車の購入費

自動車の購入は、資産形成の一面をもつことから、取得価格から 1 年分の減価償却費相当額を控除した残額については、当該年度の調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費とは認められない。

なお、減価償却費は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定めに基づき、軽自動車の耐用年数を 4 年と、普通自動車の耐用年数を 6 年として計算した。

自動車の維持管理費

2 台の自動車の維持管理費を調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費として計上しているものについては、1 台分の維持管理費(修理代、車検費用、タイヤ代、自動車保険、自動車税など)は私用とみなし、2 分の 1(平均額)を対象外とする。

なお、厳密に言えば、自動車は調査研究の用途以外にも使用される可能性が高いことから、私用分は返還を求めるべきであるが、短い調査期間内にその割合を特定することは不可能であるため、1 台については調査研究に使用されたものとみなすこととする。

デパートやスーパーマーケットでの商品購入については、主に事務用品や来客のための茶菓子代、弁当代などであるが、商品名が不明のものがある。小額であれば茶菓子などと考えることもできるが、1 万円以上の買物で用途不明のものは、調査研究との関連が立証できないことから、原則として返還を求めることとする。

なお、勧告後調査研究のための支出であることが判明した場合は、返還の対象から除外する。

## 第 7 勧告

請求人の主張には理由があるものと判断する。市長は、平成 19 年 3 月 31 日までに、

別表 2 に掲げる返還金額の合計額に相当する額の返還を求めると必要な措置を講じられたい。

なお、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、同日までに監査委員に通知されたい。

## 第 8 意見

1 前記「第 6 判断 2」に記したように、条例上は、ある経費を事務所費として支出することの適否の判断は会派の裁量に委ねられていると考えるが、このことは、会派の恣意的な事務所費の支出を許すものではないことは、当然である。条例及び施行規則上、「事務所」の定義並びに「事務所の設置及び管理に要する経費」の範囲が規定されておらず、事務所費の支出について会派に広範な裁量が認められていることは、ややもすると会派が恣意的に事務所費を支出しているのではないかと疑いを生じかねず、市民の信頼を得るものではない。そして、このことは、研究研修費などの他の支出項目についてもいえることである。請求人が独立した事務所の不存在をもって事務所費の違法かつ不当の理由としたことも、このような条例及び施行規則の規定の不明確さに起因するものとする。

2 前記「第 6 判断 2」に記したように、会派がその使用実態を踏まえて自宅が事務所として使用されていると判断する以上、事務所としての使用に係る経費を政務調査費から支出することは認められるべきであるが、自宅に係る経費が事務所としての使用に係る経費と私的利用に係る経費とに区分されていることがその前提となる。独立した事務所を設置しない場合にその経費の全額を事務所費として支出することは、政務調査費の私的流用の疑いを招くおそれを否定できない。そして、このことは、研究研修費などの他の支出項目についてもいえることである。広報費として支出されたガソリン代について私的流用ではないかと争われた裁判例もある。

独立した事務所が設置されている場合であっても、同様の問題が生ずる。事務所に議員事務所である旨の表示があることのみをもって、その事務所が議員の調査研究活動以外に使用されていないと即断することはできない。議員の活動は、後援会活動、政党活動、選挙活動、市政調査研究活動等が複雑に絡み合っていることから、議員の活動に係る経費から市政調査研究活動に係る経費のみを取り出すことは、一般的には困難である。

厳密に言えば、議員の調査研究以外の用途に支払われたと思われる支出については、支出の実態を調べて按分等を行うことにより、調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費と他の経費とに区分すべきであるが、短い調査期間内では、その作業は、不可能であった。

政務調査費に対する信頼を確保するためには、政務調査費から支弁する経費と私的経費又は他用途の経費とを区分する基準が定められる必要がある。その経費の性質上

又はその経費に係る議員活動の性質上、明確な区分基準を定めることができない経費については、経費の按分基準を定める等により、政務調査費が議員の調査研究に資する経費以外の経費に充てられているのではないかとの疑いを払拭するよう努めるべきである。

3 平成 17 年度の事務所費について調査を行った結果、支出に係る領収証書又は会派代表者の支払証明書がすべて保存されていることを確認したが、調査の際に、単に商品代と記載されたのみの領収証書など購入物品が不明である領収証書等が多数見受けられた。商慣習上、このような領収証書が存在することは、監査委員も認めるにやぶさかではないが、デパートやスーパーマーケットで買物をした場合は商品名が記載されたレシートが渡されるのが通例であり、デパートやスーパーマーケットの領収証書にレシートが併せて添付されていれば、商品の特定は容易であったと思われる。政務調査費の原資が税金であることからすればその使途が明確であることは当然に求められることであり、また、会派が政務調査費を支出すると判断したことの適正を担保するためにも、何に政務調査費が使われたのかを明確にするに足りる領収証書であることが必要である。

4 前記「第 5 事実 1 (3)」に記したように、平成 18 年 3 月に、1 件当たりの金額が 5 万円以上の支出（人件費及び事務所費並びに会派職員雇用費を除く。）に係る領収証書又は会派の代表者の支払証明書の写しの提出を義務付ける条例改正が議員提案により行われ、同年 4 月 1 日から施行された。この条例改正により、1 件当たりの金額が 5 万円以上の支出（人件費及び事務所費並びに会派職員雇用費を除く。）に係る領収証書又は会派の代表者の支払証明書の写しについては、市民等は広島市情報公開条例の定める手続に従って開示請求をすることができるようになり、本市の政務調査費の透明性は高くなった。

一方、最近他の地方公共団体で相次いだ政務調査費の不適正使用の発覚を受け、本市においても政務調査費の使途の公開を求める声が強まっている。請求人も、各会派からの収支報告書にすべての領収書を添付させ、公文書公開の対象とするよう市長及び市議会議長に勧告することを監査委員に求めている。また、平成 16 年度の包括外部監査結果報告書において包括外部監査人が、平成 17 年 6 月 6 日付け広監第 64 号で受け付けた住民監査請求に係る意見において本市の監査委員が、それぞれ収支報告書への領収書の添付などを義務付けることが望ましい旨の意見を述べている。平成 15 年 4 月 1 日からすべての領収書の添付を義務付けている静岡市の事例もある。これらのことからすれば、本市においても、引き続き政務調査費の透明化を図る必要があると考える。

市長は、その意見書において、政務調査費の支出の決定を会派の代表者が行っていることをもって政務調査費の使途の不明朗につき責任がない旨を主張するが、

- ・ 条例を提案したのは市長であること。

- ・ 施行規則を制定したのは市長であること。
  - ・ ほぼ同様の内容である他の地方公共団体の条例について、使途基準を定め、領収証書等の保管義務を定めた意味を考慮し、市長に政務調査費が使途基準に従って使用されているか否かを調査すべき職務上の義務があるとする高裁判決があること。
- からすれば、市長に条例及び施行規則の見直しを含めた、真に市民の信頼を得るに足る政務調査費制度を確立すべき責務があると考ええる。

今回、住民監査請求に基づき政務調査費について監査した結果、条例の定めに合致しない支出が認められたことは極めて遺憾なことである。監査委員としては、以上の本職の意見を踏まえ、議会の動向を注視するにとどまらず、市長が自ら主体的に、制度改善に向け、着実な努力をされることを望むものである。

## 1 各会派における事務所費の支出内訳

区 分	事務所借上料	駐車場借上料	電 話 代	光 熱 水 費	そ の 他	計
公明党	43 件	28 件	252 件	75 件	935 件	1,333 件
	2,779,755 円	376,420 円	2,457,987 円	263,628 円	11,820,532 円	17,698,322 円
新政クラブ	8 件		142 件	2 件	137 件	289 件
	704,000 円		844,220 円	14,077 円	1,449,776 円	3,012,073 円
自由民主党	37 件		145 件	31 件	216 件	429 件
	3,285,110 円		850,746 円	99,709 円	1,637,161 円	5,872,726 円
政友クラブ	24 件		79 件	10 件	204 件	317 件
	1,389,160 円		381,796 円	138,344 円	1,732,630 円	3,641,930 円
社民党	5 件		32 件		86 件	123 件
	400,000 円		88,525 円		614,431 円	1,102,956 円
日本共産党	60 件	60 件	141 件	138 件	233 件	632 件
	4,423,726 円	788,598 円	635,718 円	582,487 円	3,141,440 円	9,571,969 円
自民党・市政改革クラブ	24 件		85 件	16 件	55 件	180 件
	2,256,000 円		540,770 円	100,032 円	471,464 円	3,368,266 円
新自民クラブ	1 件	6 件	2 件	20 件	122 件	151 件
	320,420 円	60,000 円	10,092 円	144,522 円	641,143 円	1,176,177 円
ひろしまフロンティア21	12 件	13 件	48 件	5 件	19 件	97 件
	817,467 円	415,965 円	652,618 円	31,741 円	136,802 円	2,054,593 円
市民・民主フォーラム			126 件	10 件	245 件	381 件
			1,158,205 円	38,665 円	3,933,131 円	5,130,001 円
ライフステージ21	5 件		6 件	5 件	46 件	62 件
	180,000 円		117,337 円	9,758 円	461,295 円	768,390 円
地域デザイン21	12 件		49 件	27 件	23 件	111 件
	544,620 円		297,821 円	59,576 円	139,563 円	1,041,580 円
無党派クラブ	12 件		24 件		72 件	108 件
	650,160 円		43,014 円		551,462 円	1,244,636 円
無所属			39 件		9 件	48 件
			261,774 円		88,904 円	350,678 円
新風広島			51 件		5 件	56 件
			323,558 円		63,244 円	386,802 円
計	243 件	107 件	1,221 件	339 件	2,407 件	4,317 件
	17,750,418 円	1,640,983 円	8,664,181 円	1,482,539 円	26,882,978 円	56,421,099 円

注：領収書等に記載されている用途、支払先などに基づき、支出された経費を分類し、集計した。

2 その他の内訳

区 分	内 訳	件 数	金 額
公明党	・車両購入費の一部（3台分）	12 件	2,456,000 円
	・複写機リース料等	88 件	1,736,290 円
	・車両維持費等 （修理代、部品代、車検費用、保険料、自動車税、重量税ほか）	42 件	1,537,470 円
	・百貨店での商品購入	74 件	780,089 円
	・スーパーでの商品購入	88 件	503,306 円
	・食事代（弁当代ほか）	50 件	467,263 円
	・名刺代、年賀葉書代、酒の購入	4 件	35,858 円
	・電器店での商品購入ほか	577 件	4,304,256 円
新政クラブ	・文具等購入代金	34 件	374,066 円
	・電器店での商品購入	7 件	262,096 円
	・ケーブルテレビ利用料等	14 件	158,460 円
	・葉書、切手等通信費	38 件	154,900 円
	・名刺代	2 件	14,000 円
	・スーパーでの商品購入	2 件	1,214 円
	・ホームセンターでの商品購入ほか	40 件	485,040 円
自由民主党	・電器店での商品購入等	18 件	555,853 円
	・事務所補修工事	2 件	236,250 円
	・スーパーでの商品購入	39 件	47,188 円
	・文具類の購入ほか	157 件	797,870 円
政友クラブ	・備品等購入	4 件	449,000 円
	・葉書、切手等通信費	49 件	224,365 円
	・複写機修繕等	2 件	198,544 円
	・名刺代、年賀葉書代等	10 件	142,780 円
	・スーパーでの商品購入	2 件	11,850 円
	・百貨店での商品購入	3 件	6,405 円
	・文具類の購入ほか	134 件	699,686 円
社民党	・複写機リース料等	12 件	223,630 円
	・新聞購読料ほか	74 件	390,801 円
日本共産党	・複写機リース料等	72 件	1,746,760 円
	・パソコンの購入ほか	161 件	1,394,680 円
自民党・市政改革 クラブ	・ケーブルテレビ利用料等	21 件	178,315 円
	・備品等購入	2 件	28,210 円
	・百貨店での商品購入	2 件	6,560 円
	・ホームセンターでの商品購入ほか	30 件	258,379 円
新自民クラブ	・備品等購入	4 件	155,294 円
	・百貨店での商品購入	1 件	50,872 円
	・NHK放送受信料	1 件	25,520 円
	・食事代（弁当代ほか）	6 件	21,570 円
	・スーパーでの商品購入	8 件	16,672 円
	・電器店での商品購入ほか	102 件	371,215 円

区 分	内 容	件 数	金 額
ひろしまフロンティア21	・備品等購入	3 件	76,166 円
	・文具類の購入ほか	16 件	60,636 円
市民・民主フォーラム	・百貨店での商品購入	32 件	1,193,825 円
	・車両維持費等 (修理代、部品代、車検費用、印紙税ほか)	12 件	749,587 円
	・スーパーでの商品購入	27 件	94,133 円
	・商品券、酒の購入	3 件	37,150 円
	・食事代(弁当ほか)	14 件	28,334 円
	・ホームセンターでの商品購入ほか	157 件	1,830,102 円
ライフステージ21	・備品等購入	4 件	240,433 円
	・名刺代	1 件	9,450 円
	・電器店での商品購入ほか	41 件	211,412 円
地域デザイン21	・車両維持費等(自動車税ほか)	2 件	57,000 円
	・NHK放送受信料	1 件	14,910 円
	・文具類の購入ほか	20 件	67,653 円
無党派クラブ	・複写機リース料等	24 件	269,830 円
	・スーパーでの商品購入	2 件	1,465 円
	・パソコンソフトの購入ほか	46 件	280,167 円
無所属	・備品等購入	2 件	46,500 円
	・スーパーでの商品購入	2 件	2,682 円
	・電器店での商品購入ほか	5 件	39,722 円
新風広島	・備品等購入	2 件	58,540 円
	・電器店での商品購入ほか	3 件	4,704 円

会派名	支出年月日	支出内容	支出金額	返還金額	適用基準
公明党	平成17年4月5日	靴修理代	4,200円	4,200円	
	平成17年4月7日	靴代	17,786円	17,786円	
	平成17年4月14日	被服クリーニング代	4,203円	4,203円	
	平成17年4月16日	眼鏡修理代	4,410円	4,410円	
	平成17年4月28日	被服クリーニング代	4,555円	4,555円	
	平成17年4月29日	被服代	9,359円	9,359円	
	平成17年5月6日	被服代	70,000円	70,000円	
	平成17年5月30日	長靴	3,990円	3,990円	
	平成17年6月9日	被服代	4,956円	4,956円	
	平成17年6月20日	被服代	6,300円	6,300円	
	平成17年6月23日	被服代	24,224円	24,224円	
	平成17年6月23日	靴代	8,292円	8,292円	
	平成17年7月13日	被服代	9,975円	9,975円	
	平成17年7月16日	洋品代	27,900円	27,900円	
	平成17年7月22日	洋品代	714円	714円	
	平成17年10月2日	被服代	19,700円	19,700円	
	平成17年10月3日	被服クリーニング代	4,092円	4,092円	
	平成17年10月23日	被服代	13,550円	13,550円	
	平成17年10月28日	被服クリーニング代	4,190円	4,190円	
	平成17年11月10日	被服クリーニング代	3,746円	3,746円	
	平成17年12月7日	被服クリーニング代	3,240円	3,240円	
	平成17年12月16日	被服代	1,000円	1,000円	
	平成18年1月24日	被服クリーニング代	4,527円	4,527円	
	平成18年2月14日	議員バッジ	9,000円	9,000円	
	平成18年3月7日	被服クリーニング代	7,240円	7,240円	
	平成17年5月7日	町内会費	800円	800円	
	平成17年7月15日	会食費	27,305円	27,305円	
	平成17年8月11日	会食費	18,410円	18,410円	
	平成17年8月27日	会議費	3,600円	3,600円	
	平成17年9月15日	会食費	13,582円	13,582円	
	平成17年10月10日	会食費	8,050円	8,050円	
	平成17年11月4日	会合費	7,000円	7,000円	
	平成17年11月5日	行事参加費	6,000円	6,000円	
	平成17年11月11日	県人会年会費等	7,000円	7,000円	
	平成17年11月16日	政治資金パーティー代	10,000円	10,000円	
	平成17年11月25日	寄付金	5,000円	5,000円	
	平成17年11月28日	新年互礼会費	12,000円	12,000円	
	平成17年11月30日	寄付金	1,000円	1,000円	
	平成17年11月30日	寄付金	1,000円	1,000円	
	平成17年12月6日	懇親会費	5,000円	5,000円	
平成18年2月10日	支援金	10,000円	10,000円		
平成17年5月21日	自動車購入費	500,000円	293,750円		

会 派 名	支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 金 額	返 還 金 額	適 用 基 準
	平成 17 年 12 月 7 日	自動車購入費	1,000,000 円	1,386,000 円	
	平成 17 年 12 月 7 日	自動車購入費	506,000 円		
	平成 17 年 4 月 1 日	自動車購入費	50,000 円	270,000 円	
	平成 17 年 5 月 30 日	自動車購入費	50,000 円		
	平成 17 年 6 月 30 日	自動車購入費	50,000 円		
	平成 17 年 7 月 30 日	自動車購入費	50,000 円		
	平成 17 年 8 月 30 日	自動車購入費	50,000 円		
	平成 17 年 9 月 30 日	自動車購入費	50,000 円		
	平成 17 年 10 月 30 日	自動車購入費	50,000 円		
	平成 17 年 11 月 30 日	自動車購入費	50,000 円		
	平成 17 年 12 月 30 日	自動車購入費	50,000 円		
	平成 17 年 4 月 4 日	自動車整備費	94,889 円		47,444 円
	平成 17 年 4 月 12 日	重量税	25,200 円	12,600 円	
	平成 17 年 4 月 12 日	検査登録手数料	1,100 円	550 円	
	平成 17 年 4 月 26 日	自動車保険	47,600 円	23,800 円	
	平成 17 年 5 月 9 日	自動車整備費	163,000 円	81,500 円	
	平成 17 年 5 月 12 日	軽自動車税	7,200 円	3,600 円	
	平成 17 年 5 月 20 日	自動車税	34,500 円	17,250 円	
	平成 17 年 5 月 20 日	軽自動車税	7,200 円	3,600 円	
	平成 17 年 5 月 20 日	自動車税	39,500 円	19,750 円	
	平成 17 年 5 月 26 日	自動車保険	2,760 円	1,380 円	
	平成 17 年 6 月 10 日	自動車保険	68,550 円	34,275 円	
	平成 17 年 7 月 2 日	自動車整備費	1,365 円	682 円	
	平成 17 年 7 月 8 日	自動車整備費	19,614 円	9,807 円	
	平成 17 年 10 月 24 日	自動車整備費	575 円	287 円	
	平成 17 年 11 月 4 日	自動車整備費	10,237 円	5,118 円	
	平成 17 年 11 月 8 日	自動車整備費	70,000 円	35,000 円	
	平成 17 年 11 月 28 日	自動車保険	68,070 円	34,035 円	
	平成 17 年 12 月 1 日	自動車整備費	96,957 円	48,478 円	
	平成 17 年 12 月 12 日	自動車保険	44,790 円	22,395 円	
	平成 18 年 1 月 18 日	自動車保険	37,710 円	18,855 円	
	平成 18 年 3 月 1 日	自動車整備費	37,590 円	18,795 円	
	平成 18 年 3 月 27 日	自動車整備費	29,460 円	14,730 円	
	平成 18 年 3 月 27 日	自動車整備費	53,400 円	26,700 円	
	平成 18 年 3 月 29 日	自動車アクセサリ-	2,230 円	1,115 円	
	平成 17 年 4 月 12 日	不明	17,115 円	17,115 円	
	平成 17 年 5 月 3 日	不明	20,000 円	20,000 円	
	平成 17 年 5 月 5 日	不明	60,900 円	60,900 円	
	平成 17 年 5 月 20 日	不明	12,390 円	12,390 円	
	平成 17 年 5 月 21 日	不明	22,050 円	22,050 円	
	平成 17 年 5 月 26 日	不明	22,570 円	22,570 円	
	平成 17 年 7 月 16 日	不明	11,508 円	11,508 円	
	平成 17 年 7 月 27 日	不明	57,750 円	57,750 円	
	平成 17 年 8 月 23 日	不明	16,600 円	16,600 円	

会 派 名	支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 金 額	返 還 金 額	適 用 基 準
	平成 17 年 9 月 24 日	不明	60,900 円	60,900 円	
	平成 17 年 10 月 10 日	不明	10,460 円	10,460 円	
	平成 17 年 11 月 14 日	不明	31,290 円	31,290 円	
	平成 17 年 11 月 16 日	不明	10,000 円	10,000 円	
	平成 17 年 11 月 22 日	不明	12,800 円	12,800 円	
	平成 17 年 11 月 28 日	不明	10,185 円	10,185 円	
	平成 17 年 12 月 6 日	不明	20,129 円	20,129 円	
	平成 17 年 12 月 15 日	不明	14,054 円	14,054 円	
	平成 17 年 12 月 24 日	不明	25,025 円	25,025 円	
	平成 17 年 12 月 27 日	不明	15,750 円	15,750 円	
	平成 17 年 12 月 27 日	不明	26,880 円	26,880 円	
	平成 18 年 1 月 9 日	不明	11,445 円	11,445 円	
	平成 18 年 1 月 10 日	不明	14,910 円	14,910 円	
	平成 18 年 1 月 20 日	不明	17,325 円	17,325 円	
	平成 18 年 1 月 21 日	不明	11,550 円	11,550 円	
	平成 18 年 1 月 22 日	不明	23,625 円	23,625 円	
	平成 18 年 1 月 27 日	不明	23,743 円	23,743 円	
	平成 18 年 1 月 27 日	不明	10,500 円	10,500 円	
	平成 18 年 2 月 20 日	不明	24,653 円	24,653 円	
	平成 18 年 3 月 9 日	不明	13,545 円	13,545 円	
	平成 18 年 3 月 20 日	不明	12,671 円	12,671 円	
	平成 18 年 3 月 20 日	不明	18,000 円	18,000 円	
	平成 18 年 3 月 28 日	不明	65,800 円	65,800 円	
	平成 18 年 3 月 29 日	不明	14,962 円	14,962 円	
	小 計		4,567,478 円	3,579,477 円	
市民・民主 フォーラム	平成 17 年 8 月 13 日	眼鏡代	29,000 円	29,000 円	
	平成 17 年 9 月 17 日	眼鏡代	14,000 円	14,000 円	
	平成 18 年 1 月 31 日	被服代	1,312 円	1,312 円	
	平成 17 年 5 月 10 日	自動車整備費	15,025 円	7,512 円	
	平成 17 年 6 月 22 日	自動車整備費	160,900 円	80,450 円	
	平成 17 年 7 月 8 日	自動車整備費	94,690 円	47,345 円	
	平成 17 年 10 月 22 日	自動車部品代	21,000 円	10,500 円	
	平成 17 年 6 月 29 日	自動車部品代	2,099 円	1,049 円	
	平成 17 年 8 月 23 日	自動車整備費	132,985 円	66,492 円	
	平成 17 年 8 月 30 日	自動車整備費	6,300 円	3,150 円	
	平成 17 年 8 月 31 日	自動車部品代	1,669 円	834 円	
	平成 18 年 1 月 31 日	自動車整備費	18,000 円	9,000 円	
	平成 18 年 2 月 28 日	自動車整備費	4,410 円	2,205 円	
		小 計		501,390 円	272,849 円
地域デザイン21	平成 17 年 9 月 30 日	数珠代	5,000 円	5,000 円	
	小 計		5,000 円	5,000 円	
合 計			5,073,868 円	3,857,326 円	

支出年月日は、領収証書の日付又は会派の支払年月日を記載している。